

平成 30 年 6 月 4 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02943

研究課題名(和文) 皇帝フェルディナント1世の教会政策と帝国国制の研究

研究課題名(英文) Study on the Emperor Ferdinand I's religious policy and its influence on the Holy Roman Empire

研究代表者

渡邊 伸 (WATANABE, Shinn)

京都府立大学・文学部・教授

研究者番号：70202413

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、16世紀半ば皇帝フェルディナント1世の信仰政策の検討を通じて、彼が教皇に対し信仰問題をドイツ国内で扱う方針をとったこと、これに帝国内のカトリックとプロテスタントがそれぞれ信仰問題を棚上げにする形で皇帝に協力したことが、分裂を回避し、帝国平和を維持することに繋がったことを明らかにした。したがって、フェルディナント1世の政策はアウクスブルク宗教和議の定着・実質化に寄与したと認められるが、消極的な影響にとらえられることが明らかとなり、そこから帝国国制の上では、マクシミリアン2世期の信仰問題を視野に入れて考察する必要性を指摘しえた。

研究成果の概要(英文)：This study examined changes in discussions on the religious problem's solution by Church-council at the Imperial Diets and changes of the imperial system during the Reformation Era. It could be verified that in the 1520's the image of the traditional Church-council was dominant in discussions, that in the 1530's and 1540's the conflict between Protestants and Catholics over the Council became intense and both Protestants and Catholics began claiming their legitimacy on ground of the favorable decisions at previous Diets, and that each decision at Diets in mid-1550's under Ferdinand I. had been keeping on the request of solution by the Council, however Ferdinand and also both Protestants and Catholics gave priority to peacekeeping. It could be maintained that through this entire process the Holy Empire as a legal community has been incorporated.

研究分野：人文学・史学・ヨーロッパ史・アメリカ史・西欧近現代史

キーワード：西洋史 宗教改革史 ドイツ史

1. 研究開始当初の背景

・報告者は、平成 21 年～24 年度基盤研究(C)「ドイツ宗教改革期の公会議政策とその法的意義に関する研究(課題番号 21520752)」での検討により、1555 年のアウクスブルク宗教平和の締結とその不十分な規定が三十年戦争まで神聖ローマ帝国の平和を維持し得たことについて、皇帝フェルディナント 1 世が 1555 年以降もトレント公会議に対して国民公会議を模索したことなどから、彼の公会議を中心とする教会政策とその法的確認こそが、アウクスブルク宗教和議とその後の帝国国制および平和維持の基礎となったと推定するに至った。

2. 研究の目的

・目的：アウクスブルク宗教平和による帝国国制の変化の解明。

(1) 1555 年のアウクスブルク宗教平和によりドイツでの信仰平和が実現されたとされるが、実際には「公会議などによる信仰問題の解決まで」とする有効期限など不十分な規定であった。この平和の具体化と帝国国制の変化を公会議問題から検証する。

(2) 具体的には、初年度に宗教和議による当初の妥協的平和状態、次年度にフェルディナント 1 世とカトリックとの公会議問題を中心とする関係、最終年度に帝国議会交渉から国制上の変容の解明を目指した。

3. 研究の方法

・前述の検討課題を、(1)トレント公会議ならびに教皇庁との関係、(2)ドイツ国内とオーストリアを中心とするハプスブルク家の政治状況、(3)帝国議会を中心とした帝国の各集会における信仰問題の討議、以上の 3 点を中心として、それぞれに関係する史料・文献を現地調査などによって収集し、それらの検討による経年的考察によって目的達成を図った。

4. 研究成果

・研究全体の成果として、下記の 4 点があげられる。

(1) アウクスブルク宗教平和の不十分な規定が三十年戦争まで平和を維持し得たのはなぜかという問いは、宗教平和の締結をもって一区切りをつける見方から、これまで等閑視される傾向があった。

こうした研究動向とその問題点を、教科書記述を基に宗教改革像を国際的に比較検討した論文集に発表した(図書)。

(2) 宗教改革期の帝国国制について、政治

的分裂状態が強調されてきたが、実際には信仰問題に関する帝国議会の討議とその議決が大きな影響力を持つようになった。その影響力を都市の改革運動の例において指摘した(図書)。また、フェルディナント 1 世の宗教政策は、先行研究が指摘するとおり、自領内と帝国とでは姿勢が異なり、帝国レベルでは宥和的であった。他方、教皇庁とは緊張関係にあった。

この政策の要因として、トレント公会議に対抗して帝国の信仰問題を帝国内での国民公会議による解決をはかり、さらに討論会による和解を模索した彼の政策からみると、近年の研究のように人文主義の影響を強調するよりは、かつて論じられた兄カール 5 世と甥フェリペ 2 世との角逐の影響を再評価すべきといえる。

(3) フェルディナント 1 世のこうした政策に関連して、帝国内ではカトリックとプロテスタントの主導的役割を果たしたバイエルン公、ザクセン選定侯がそれぞれ信仰問題を棚上げにする形で皇帝に協力したことが、分裂を回避し、帝国平和を維持することに繋がっている。

その姿勢も人文主義的な理念による和解とするよりは、帝国議会の議決に関わる経過からみても(論文)、またそれぞれの領内の状況からみても、現実的な利害関係から協力したと評価する方が妥当と判断できた。

(4) したがって、フェルディナント 1 世の統治下では帝国内の信仰問題が棚上げされたことが、アウクスブルク宗教和議の定着・実質化に寄与したと認められるが、消極的な影響にとらえられることが明らかとなった。

ここから帝国国制の上では、マクシミリアン 2 世期の信仰問題を視野に入れて考察する必要を指摘しえた。

以上のような成果は、従来主流であった、中世後期に分裂状態に陥っていたドイツは、宗教改革により分裂に拍車がかかり、アウクスブルク宗教和議によって分裂が決定的となった、とする見方に対し、宗教改革の展開にあたり平和的方法による信仰問題の解決を図り、最終決定を回避することによって軍事衝突を回避し、さらに帝国議会議決を論拠として自己に有利な状況を作り出そうとする皇帝と諸侯の行動をあきらかにしえた。

すなわち、皇帝や諸侯は信仰対立の中で逆に議会討議や議決を活用し、帝国の枠組みを保持しようとしていた。これは帝国国制の実態を評価しようとする研究に位置づけられるものではあるが、従来は 15 世紀末の国制改革を評価していたのに対し、本研究は、宗教改革期の意義をあきらかにしたものである。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

渡邊伸「全体に関わることは、全体で決めるべきだ 公会議問題から見たドイツ宗教改革の展開」『思想』1122号、2017、49-62. 査読無

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 2件)

R.Bernhard, F.Hinz, R.Maier, T.Buck, W.Hasburg, A.Wilschut, L.Cajani, S.Tode, Z.Stimac, Y.Cha, Shinn Watanabe, H.Albers, S.Claussen, R.Janus. *Luther und die Reformation in internationalen Geschichtskulturen*, V&R unipress GmbH, 2017, 406.

踊共二、加藤善之、猪狩由紀、岩倉依子、渡邊伸、高津美和、深沢克己、高津秀之、大場はるか、小林繁子、皆川卓、梅香央里、森田安一『記憶と忘却のドイツ宗教改革』ミネルヴァ書房、2017、352頁.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

渡邊伸 (WATANABE Shinn)
京都府立大学・文学部・教授

研究者番号：70202413

研究者番号：

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：

(4)研究協力者
()

